監査委員事務局

29年度の部局運営にあたって

大阪府の財政状況については、平成29年度以降も、500億円規模の収支不足が31年度まで続く厳しい見通しとなっており、大阪の成長や府民の安全・安心を実現し、より一層の府民福祉の向上を図っていくため、徹底した選択と集中を図り、引き続き、たゆみない改革を進めていく必要があります。

　「財政運営基本条例」(＊1)は、将来の世代に負担を先送りしないことを基本とし、規律、計画性と透明性の確保を基本理念とする健全な財政運営を強く求めています。

　このような状況を踏まえ、監査委員事務局は、監査委員が定めた監査方針の下、本府の行財政運営について、合規性だけでなく、経済性、効率性、有効性の観点からの監査を行い、必要な是正と改善を促してまいります。

地方自治法等の規定により、監査委員の指揮の下、知事その他執行機関から独立した立場で、下記監査等を行います。

　監査の実施を通じて、本府の行財政改革と内部統制の整備充実に貢献することを

目指します。

定期監査

団体監査（財政的援助団体等(＊2)）

例月現金出納検査

一般会計・特別会計、公営企業会計決算審査

基金運用審査

財政健全化判断比率等(＊3)審査（財政健全化法）

住民監査請求等特別監査・審査

随時監査